

保護者各位

世田谷区子ども・若者部長 松本 幸夫

新型コロナウイルス感染症により保育所等が臨時休園等を行なった場合の保育料の対応等について

日頃より、世田谷区の保育行政にご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。

この度、厚生労働省より、新型コロナウイルス感染症について令和 5 年 5 月 8 日から 5 類感染症に位置付けること、また内閣府・厚生労働省より「新型コロナウイルス感染症により保育所等が臨時休園等を行なった場合の保育料の日割り対応について」、令和 5 年 4 月以降は廃止するとの通知がありました。

これに伴い、これまで実施していた保育所等が臨時休園等をした場合の保育料の日割り対応及び補助につきましては、2 類相当の感染症に位置付けられている間は、現在の取扱いを継続し、令和 5 年 5 月 8 日以降 5 類感染症へ位置づけられた段階で終了させていただきますのでお知らせいたします。

ご理解とご協力をいただけますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

1 変更理由

保育料の日割り対応については、令和 2 年の感染拡大初期段階において、地域における感染拡大を防ぐため、利用する子どもの感染の状況に関わらず保育所等の臨時休園等を行うことを、国から地方自治体に要請されていたことを踏まえ実施してきました。

一方、国としては、現在の新型コロナウイルス感染症対策は、新たな行動制限を行わず、感染拡大防止対策と社会経済活動の両立を図ることを基本的な考え方としており、保育所等についても原則開所することをお願いしています。このため、臨時休園等を行うことを国から要請することは想定されない状況となっています。

こうしたことを踏まえ、保育所等が臨時休園等をした場合の保育料の日割り対応及び補助につきましては、2 類相当の感染症に位置付けられている間は、現在の取扱いを継続し、令和 5 年 5 月 8 日以降 5 類感染症へ位置づけられた段階で終了させていただきます。

2 変更内容・時期

期日	令和5年5月7日まで	令和5年5月8日以降
感染症法上類型	新型インフルエンザ等感染症（2類相当）	5類
保育料の日割り対応及び補助	臨時休園や登園自粛のお願いの措置がとられた場合は、当該月の保育料の日割り対応及び補助を行う。	臨時休園や園児本人が陽性となり、登園できなかった場合でも、 <u>保育料の日割り対応及び補助は行わない。</u>
登園自粛のお願い	園児に陽性者がでた場合に、登園自粛のお願いを行う。	園児に陽性者が出て、登園自粛のお願いは行わない。

3 保育施設で陽性者が発生した際の対応の考え方

令和5年5月8日に5類となるまでの間は、以下のとおりの対応をお願いします。

- (1) 保育施設外で園児又は職員が陽性者または濃厚接触者となった場合は、従来どおり、国の定める期間は登園できません。
- (2) 保育施設においては、令和4年4月26日通知のとおり、濃厚接触者の特定は行いませんが、ご家庭においては、引き続き、健康観察を行っていただきますよう、お願いいたします。
- (3) 職員が陽性となった場合、マスクを着用していない状況であっても現在の対応と同様、登園自粛のお願いは行いません。

4 適用年月日

令和5年5月8日

5 感染拡大防止の取組み

5類となった以降の対応につきましては、今後の国の対応を確認の上、改めてお知らせいたします。5月8日までの間は、引き続き、世田谷区「新しい日常における保育」対応ガイドラインに基づいた感染症対策を徹底してまいります。

保護者の皆様におかれましては、ご理解、ご協力いただきますよう、どうぞよろしくお願いいたします。

【担当】

区立保育園に関すること 電話 03-6453-4837

私立保育園・認定こども園・地域型保育事業に関すること 電話 03-5432-2320

認証保育所に関すること 電話 03-5432-2324

保育室・保育ママに関すること 電話 03-5432-2572

認可保育施設の保育料に関すること 電話 03-5432-1200